

# 機構集積協力金交付事業

まとまった農地を農地中間管理機構（農地バンク。以下「機構」という。）に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

## 1 機構集積協力金（地域タイプ）

### （1）地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

#### ■ 交付要件（いずれか一方を満たすこと）

ア 以下の（ア）、（イ）のいずれか一方を満たすこと

（ア）交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。

（イ）「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ヘクタール以上（中山間地域及び樹園地は0.5ヘクタール以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること

イ 交付単価区分1の地域にあっては、農地バンクへの貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ヘクタール以上）の団地面積が10%以上であること

<交付単価表>

	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5	なし	80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

#### ■ 機構の活用率

（当該年度の貸付面積＋機構を通じた農作業委託面積）÷「地域」の農地面積

#### ■ 交付対象面積

- ・貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・機構を通じた農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外  
（機構の活用率の算定には加える）

注2 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取り組む場合に交付

注3 中山間地域とは、次のア及びイを満たす地域

ア 農林統計上用いられている地域区分の中間農業地域又は山間農業地域に該当する地域

イ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられている地域

※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地も中山間地域の交付単価を適用できます。

## (2) 集約化奨励金

機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

### ■ 交付要件（翌々年度までに満たすこと）

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

<交付単価表>

	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業受託)
区分1	地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	地域の団地面積の割合が20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が既に30%以上の「地域」において、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加	

注 区分2は、いずれかの要件を満たすこと

## 2 機構集積協力金（個人タイプ）

### (1) 経営転換協力金

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者に対して協力金を交付します。

### ■ 交付要件

機構に対し、全ての農地を10年以上貸し付けること 等

<交付単価表>

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

注1 令和5年度までの時限措置

注2 地域タイプと一体的に取り組む場合についてのみ交付対象